

東海労

関西

2021年
1月1日
新春号

J R 東海労新幹線関西地方本部
http://www.geocities.jp/jrcu_kansai/
発行責任者 小林 國博 編集責任者 教宣部

2021年 新春号

今こそ東海労らしさを発揮しよう！

新年明けましておめでとうございます。組合員、OB会、ご家族の皆さん
本年もよろしく願い申し上げます。

新年となりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いています。
そのような中でも労働者の権利を守るため私たちは東海労らしく本年も闘っ
てまいります。

今年は「新春号」を発行し小林委員長をはじめ各分会長、各裁判のプロジ
ェクト代表、各原告の皆さんに新年に向けた決意を語って頂きました。

今年も、仲間と共に組織の強化・拡大を目標に頑張っていきましょう！

【新幹線関西地本・小林委員長】

仲間の皆さん、本年もよろしくお願い致します。

昨年、私たちは「コロナ禍」を理由に多くの集会や会議が自粛される中で、職場での活動
を絶やさず、労働者の立場に立った運動を組合員とOBが一丸となって展開して来ました。

「コロナ禍」を口実にした労働者の締め付けと同時に、労働組合の運動と組織を無くして
いく攻撃は更に強化されると思います。

こんな時だからこそ私たちは、家族と仲間と身体を大切に、東海の地から労働運動の
炎を消さないため更に奮闘しましょう！

これからも前を向き堂々と、笑顔を絶やさず、一丸となって進んでいきましょう！

【大阪車両所分会・湊分会長】

今年もよろしくお願い致します。

昨年は「新人事賃金制度」の「更新」で「会社の言うことに疑問を持たず付き従う社員
づくり」がさらに推し進められました。今、JRの職場では盛んに「〇〇研修」が研修セ
ンターや現場でも行われ多くの社員が「選抜」され参加しています。「各種研修に参加す

れば将来が約束される」「自分は会社に評価されている」などの幻想を持たされていますが大きな間違いです。昇格試験に全員が合格するわけではありません。管理者のポストなどごく限られています。一部非現業に転出したり管理者になる社員はごく僅かです。大多数の社員は転勤などの異動はあっても65歳まで現場で働くのです。そして「会社施策」に対して疑問を呈する社員はことごとく虐げられます。会社は「経営陣の野望」であるリニア建設に向けて突き進んでいます。「行動指針」の5つ目にある「規律ある一体感の醸成」に向けて職場に情報網を張り巡らしています。そして会社は「労働組合」のことを第二人事部くらいにしか思っていません。「昨年の年末手当のJR東海ユニオン指導部の即刻妥結」を見てそう感じた社員も多いのではないのでしょうか。また「別の会社」と言いながら多くの社員が出向している各協力会社においても同じようなことが行われています。

私たちは今年もそれぞれの職場から、また関西地本のホームページなどを通じて、取り組んでいる各種裁判などを活用して「職場で働く皆さん」に「働く者の立場はこうだ」ということを発信していこうではありませんか。多くの「経験」を積んでこられた組合員のみなさんにそのことをお願いして、新年の挨拶とします。

【大阪運輸所分会・前田分会長】

仲間の皆さん！！ 今年も宜しくお願い致します。

会社は、新型コロナウイルスの猛威による業績悪化を口実に、冬のボーナスを大幅に削減しました。しかし、私達の労働は何ら軽減される事はありませんでした。

会社は、「安定支給は黒字が条件だ」と主張し「労働は、義務でも賃金の為でもなく社会的使命だ、ボーナスは貰えるだけで感謝しろ」と言わんばかりです。

今後、春闘における賃上げや夏のボーナスも削減攻撃が予測できます。

職場では、ユニオン組合員からも不満と不安が渦巻いています。

結果として、乗務員のモチベーションは低下するばかりで、運転ミスや出勤遅延が多く発生しています。これに対し会社は、コンプライアンスを無視した労務管理で、ユニオン若手組合員を次から次へと退職に追い込んでいます。

悲惨な職場風土となった原因は誰にあるのでしょうか？

東海労に責任は無いとは言えないと思います。

私達分会は、職場と法廷を結合した闘いと、まともな職場風土をつくる為に、職場からの運動を強化します。共に闘いましょう！

【関西地区分会・山下分会長】

私たちは新型コロナウイルスの感染拡大の中で、新年を迎えました。今もなお、感染の危機にさらされて、生活と仕事をしています。

昨年8月5日、萩原さんが私たちの代表として、出向先会社を相手に「コロナ本人訴訟」を立ち上げました。関西地区分会は、同年9月5日の第2回分会定期大会でも、萩原さんと共に闘っていくことを確認しました。私たちは、出向会社による理不尽な扱いを断じて許すことはできません。

現在、関西地区分会組合員の労働現場は出向会社です。65歳を過ぎて、組合員を継続し

ていただいた熊澤さんと萩原さんと共に、今後も労働現場の環境改善をはじめとする闘いを分会全体で進めていきます。

この一年を『テンションは高く、されど腰は低く、常に感謝の気持ちを忘れずに』分会一丸となって、邁進して参ります。どうぞ、よろしく願いいたします。

【大谷川年休裁判プロジェクト・高原代表】

謹んで新年のお祝詞を申し上げます。

2017年11月28日に提訴した年休裁判は4年目に入り、この間13回の弁論が開催されました。裁判闘争を闘うにあたり組合員、OB他多くの仲間のみなさん、ご支援大変ありがとうございました。

裁判を通して、予備月の乗務員勤務を前月25日に発表させる等、多くの成果を上げることができました。

会社は裁判において、年間120の休日と年休20日の習得可能な要員を確保し適正に配置していると主張していますが、年度初に計画的休日勤務を設定し、休日を削減し、年休を抑制して事業を運営しているのが実態です。また、勤務指定にあたり年休よりも休日、乗務以外の勤務を優先させ年休を一番後回しとしています。さらに、年休申請（時季指定）した日を休日とした場合、年休の申し込みがなかったものとして取り扱っています。このように会社の年休（権）軽視の姿勢が年休問題の要因といえます。今後も年休権を争っている「212裁判」と併せ会社の年休権に対する認識や取り扱いを糺し働き易い職場環境創りを目指して全組合員で闘っていきましょう。今年も宜しく願い致します。

【大谷川年休裁判・大谷川原告】

新年おめでとうございます。

年休裁判は4年目に入りました。会社は当該期間24ヶ月のうち私に対して時季変更権を行使したと主張している21ヶ月分の全乗務員の勤務表を提出してきました。プロジェクトと分会組合員の協力により会社提出の証拠の信憑性、年休の発給数、休日出勤の数など、膨大なデータの調査集計を行ってきました。これらを基に裁判と職場の課題を結合して闘います。さらなるご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

【212裁判プロジェクト・高田代表】

新年、明けましておめでとうございます。

昨年より引き続くコロナ禍のなか、今年はより一層、厳しい年になると思われれます。

私たちの「212裁判」も、1月27日に第7回目の裁判を迎え、いよいよ佳境に突入します。

私たちはこの裁判の中で、年休権の捉え返しにとどまらず、JR東海の「一方的休日勤務指定」の欺瞞性をも明らかにしていこうと考えています。

元気一杯の原告3名を中心に、頑張ります。よろしく願いいたします。

【212裁判・今田原告】

2019年9月20日、会社の違法な年休の取り扱いや理不尽極まりない勤務の取り扱いに対

して提訴し、1年3ヶ月で5回の弁論を重ねてきました。

私は、労働日に年休の時季指定したにも関わらず、会社は、その日を休日にし、更に休日出勤を指定してきました。

そもそも、休日に年休の時季指定をすることはできないのに、この様な取り扱い自体が違法であることを裁判の中で訴えてきました。

また、会社は、年休発給や勤務確定が5日前の発表は、合理的期間であるとも言っています。こうした会社のデタラメや理屈を許すわけにはいきません。

違法かつ理不尽な年休や勤務の問題を裁判を通じて明らかにし、職場を変えるために、多くの仲間に訴えかけてきました。

更にこの一年、完全勝利に向け闘っていきます。

【212裁判・山本原告】

明けましておめでとうございます。

年休権共同本人訴訟、通称「212裁判」の原告山本です。

会社は労働日に年休時季指定をした私に対して、その日を休日勤務指定とし、5日前にその時季指定は無かったものとししました。裁判の中で会社は、私の年休時季指定権行使を前月25日に認めている事が明らかになりました。5日前の勤務発表で、年休ではなく休日にしたということは、休日に年休の時季指定をさせたこととなります。そのため会社は、一旦認めた私の時季指定権行使を、無理矢理無かったことにするしかなかったのです。このような、法律を無視した、でたらめな取扱いや、苦し紛れの言い訳は許されるものではありません。

会社の違法性を暴き、他労組組合員に訴えるため、完全勝利に向けて今年も仲間と共に全力で闘っていきます。

【212裁判・浦谷原告】

仲間の皆さん！今年もよろしくお願ひします。

「一方的な休日勤務指定」反対の闘いは私たちの諦めない、流されない、慣らされないの言葉に象徴されるように、私たち原告3人に対する不法な勤務指定として法廷での闘いへと展開しました。「自らの休日に年休の取り扱いをさせる」会社は勝手な解釈や言い訳を繰り返しています。労働者の権利である年休を守り、切り下げられる労働条件を、これ以上の悪化を許さず全国の労働者を代表した闘いとして今年も闘っていきます。

傍聴に参加してください！共に闘おう！

【柳楽年休本人訴訟プロジェクト・細田代表】

新年明けましておめでとうございます

柳楽裁判は「年休とはどんなものなのか？」「年休とは誰のものなのか？」「与えられるものなのか？」という本質を問うものであります。

私達は「当然の権利」として年休を取得するし、会社は年休を出せるように最大限努力しなくてはならないのです。つまり「年休問題」とは「要員問題」でもあり、すべての社

員に関わる問題です。

私達は当たり前のことを裁判で主張し、当たり前のことを職場で闘ってきました。今後、証人尋問等に向け、裁判傍聴の取り組みを進めると共に職場の闘いと連動した「裁判闘争」を闘っていきます。

【柳楽本人訴訟・柳楽原告】

私が2019年9月20日に大阪地裁に提訴した事件も今年の12月21日で第5回の口頭弁論を終え、いよいよ証人調べの段階に入りました。

年休は言うまでもなく労働者の権利であり、請求（時季指定）した時点で成立をします。この年休の時季指定に対して唯一会社が拒否できるのは時季変更権であり、その要件は、「事業の正常な運営が妨げられる場合」のみです。しかも会社は、「労働者が、年休の時季指定をしたら、その年休の享受を妨げてはならない不作為義務」があり、「労働者が指定した時季に休暇が取れるよう状況に応じた配慮をする義務」も負っています。つまり今回、会社が私の年休の時季指定に対して行った時季変更権の行使は、最高裁判決が判示した、不作為義務や配慮義務に反したものであることは明らかです。

コロナ禍の中にあり、傍聴も制限されている中で、しかし多くの組合員、OBの仲間の皆さんが法廷に駆けつけていただきました。本当にありがとうございました。まだまだ闘いは続きますが、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

【コロナ本人訴訟プロジェクト・熊澤代表】

新年明けましておめでとうございます。

昨年8月5日に提訴しました「萩原コロナ本人訴訟」は、10月22日の第1回口頭弁論、そして、新年1月14日に第2回口頭弁論と進行しています。

第1回口頭弁論では、原告の萩原さんは「コロナ感染拡大防止対策としての自宅待機を、恣意的な労務管理へとすり替え、感染の危険にさらされたことは、絶対許さない」と、力強く陳述しました。私たち裁判プロジェクトも、まったく同じ思いです。

萩原さんは昨年11月、私は10月で会社を退職しましたが、共に東海労組合員として承認していただきました。

これまで通り、東海労運動に邁進するとともに、「萩原コロナ本人訴訟」勝利に向けて全力で取り組んでまいります。本年もよろしくお願いいたします。

【コロナ本人訴訟・萩原原告】

8月5日、出向先の新幹線関西サービックを相手取り「コロナ本人訴訟」を提訴しました。

65歳を目前のことで少しばかり「どうしたものか」と悩みましたが、やりたい放題の会社に「黙っとくわけにはいかない」と決意しました。

会社は、コロナ感染防止対策としての「自宅待機」を有給休暇とするとしたにかかわら

ず、違法に課題を強要し、これを拒否した私を自宅待機から除外しました。要するに「言う事をきかない奴は自宅待機から外せ」「感染してもかまわない」ということです。こんなことは許せません。

1月14日に第2回口頭弁論が行われます。天下り王国たるサービック会社のデタラメな勤務の管理、社員管理の実態を暴露しながら、関連会社で虐げられている労働者へエールを送るためにも頑張ります。

皆様のご協力、ご支援をお願いします。

【OB会・工藤会長】

新年おめでとうございます。

組合員の皆さん、OB会員の皆さん、ご家族の皆さん、去年は新型コロナウイルスにより大変な一年でありました。

巷では、人間は、人類の生誕からウイルスの感染を克服しながら、現在に生きていますと言われています。しかし、今のコロナ禍は「リーマンショック」以上の経済破綻が来ており、世界的に大変な経済情勢（危機）を迎えています。

私たちは、この厳しい現実のなかで平和で安心して暮らせる社会を目指して頑張ります。今年もよろしくをお願いします。

新幹線関西地本は安全確立と組織強化・拡大を仲間と共に目指します。

今年一年、よろしくお願ひします！！